

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	えひめ森林公園管理条例	根拠条項	資料番号 9、10	許認可等 の内容	担当課 森林整備課
				施設の許可	

1 根拠規定

えひめ森林公園管理条例（平成17年7月19日条例第65号）

（利用の許可）

第9条 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（1）別表第1に掲げる施設

（2）指定管理者が定める附属設備及び備品

2 県民参加の森を森林体験活動のため利用しようとする者は、知事の定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

別表第1（第6条、第9条関係）

- 1 森林学習展示館研修室
- 2 フィールドアスレチック
- 3 キャンプサイト
- 4 バンガロー
- 5 実習用苗畑
- 6 イベント広場（イベントの開催のため利用する場合に限る。）

（許可の基準）

第10条 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

（1）公園の秩序を乱すおそれがあるとき。

（2）公園の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

2 前項の規定は、前条第2項の許可について準用する。

えひめ森林公園利用規則（昭和59年7月1日愛媛県規則第35号）

（県民参加の森の利用の許可）

第3条 条例第9条第2項の許可の申請は、その利用の日の6月前から7日前までに、県民参加の森利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を知事に提出して行わなければならない。

えひめ森林公園施設管理運営規程（令和6年4月1日伊予鉄総合企画株式会社規程）

（利用の許可）

第6条 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、当社の定めるところにより、当社の許可を受けなければならない。利用の許可を受けるためにはえひめ森林公園利用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。そして、規程により使用の許可を決定したとき、当該申請をした利用者に対し、えひめ森林公園利用許可書（様式第2号）を交付する。

これを変更しようとするときも、えひめ森林公園利用変更（取消し）許可申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（1）別表第1に掲げる施設

（2）当社が定める附属設備及び備品

2 当社は、第1項の許可をする場合において、公園の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。